

## 規約改正に關する件

(イ)約一ヶ年間の闘争を通じて、我々は規約改正の必要を痛感するに至つた。中央執行委員会は、左に改正を必要とする点を列記し、本大會の討議を請はんとするものである。

(ロ)規約改正の要点は、左の數点に在る。

一、専門部の改革——從來の規約に於ては、専門部の中の組織部と争議部とは各々獨立の部門をなしてゐたが、それを統一して、今後は「組織・争議部」とすること。(理由)争議を最もよく指導し得るのは平常組織活動にたづさはつてゐるオルガナイザーである。内部の狀勢が十分に判つてゐなければ、争議を指導することなどは、出来るものではない。したがつて、組織部と争議部とを別け、別々の々によらつて各部門を構成するやうなことは無意味であり、有害である。

二、書記局制の確立——從來の規約には、書記局に關する規定が無かつたが、これを明確化する必要がある。書記局の確立なしには、事務を統一することは出来ない。今後は、總評本部、地方評議會本部、各組合本部に書記局を確立し、書記長一名並びに書記若干名をもつてそれを構成せしむる方針を取らねばであると考へる。

三、青年協議會、並びに婦人協議會に關する規定の挿入——從來の規約には、青年並びに婦人の組織に關する規定が無かつたが、(青年部、婦人部の規定はあつたが、それは青年大衆並びに婦人大衆の組織方針を示したものでなく、事實上、青年對策部、婦人對策部の規定に過ぎない)それを明確に規定すること。從來の専門部内の青年部及び婦人部は、青

年對策部、婦人對策部と改めること。(規定の内容は「青年協議會樹立に關する方針」の中に示された通りのものである。)

四、産業別組合の組織に關する規定を確定すること——從來の組合規約要綱を改め産業別組合の組織に關する方針を統一すること。これは將來の全國的産業別組合結成の準備として絕對に必要である(改正の内容は「地方的産業別組合結成に關する方針」の中に示された通りにすること。)

五、總評議會規約のうち「地方協議會」に關する規定を抹消すること。——舊評議會に於ては大阪、神戸、京都、等々に地方評議會が分割されてゐたのでそれらの協議機關としての地方協議會の規定が必要であつたが、總評議會には、最早、この規定は不必要である。

六、産業別聯合の規定を産業別協議會の規定に改めること。——當面必要なのは、地方的産業別組合の全國的協議機關に關する規定であつて、産業別聯合會

に關する規定ではない。産業別聯合會を樹立し得るに至つた場合は寧ろ、全國的産業別組合を結成すべきである。

(ハ)以上の要點を中心に、規約を改正することを、新中央執行委員會へ一任することを、現中央執行委員會は希望するものである。